

平成23年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>ただいまから、平成23年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中16人の方に御出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしており、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、徳光会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>次に県民生活部長から、御挨拶を申し上げます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員にご就任頂きました方々を配席に従ってご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>審議会条例第4条第2項によりますと、会長が議長となることとなっておりますので、会議のお取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行に皆様方の御協力をお願い申し上げます。</p>
会長	<p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人2名を会長が指名することになりますが、今回は三林委員と秋田委員を署名人として指名させていただきます。</p> <p>三林委員、秋田委員、署名人をお引き受けいただきますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会長	<p>続きまして、会議次第の5の「平成23年度愛知県私学振興関係予算について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(平成23年度愛知県私学振興関係予算について説明)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	ただいまの説明につきまして、御質問がございましたら御発言ください。
会長	御質問もないようですので、会議次第の6 諮問事項の審議をお願いします。 本日、御審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について（諮問）」のとおりであります。 それでは、諮問番号22-1「平成22年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局から御説明をお願いします。
事務局	(平成23年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお伺いしたいと存じます。初めに本日欠席されている委員から書面でご意見をいただいておりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	欠席された委員から今朝ファックスが届いておりますので、お手元にお配りしております。 ご意見を読み上げさせていただきます。 1. 諮問23年度私立学校経常費補助金の配分方法につき、 (1) 補助金の交付先、補助対象及び補助率、(2) 配分基準、(3) 算定方式、いずれについても従来の配分方法を基本的に踏襲したものであり、賛成します。 通常分については、生徒又は園児1人当たり単価を基本とし、これに加算する方式としていることにおいて、基本的に手厚い助成であるといえると思います。 今年度は、震災後、景気減退から回復しないことが懸念される中で、平成22年度同等の予算の確保がなされています。1世帯あたりの所得が減少する傾向にある経済状況の下で、私学助成の昨年同様の水準維持は望ましいことであると思います。 2. 私学の特色を生かすため、いろいろな観点が含まれていますが、下記の点で、今後の状況を見ながら、調整が更に必要と思われる項目も少なくないと思われます。 (1) 「特別調整分」の配分で、「定時制」+5点、「専門学科等」+5~10点とされ、「不登校生の受入れ」+1点とされています。社会の動向、教育のニーズを見ながら、その点数の当否につき、今年度以降、更に検討が必要ではないかと思われます。 (2) 「特色教育推進分」の項目と補助単価についても、 イ. 他県からの転入、編入の受入れを、より柔軟に促す方向で検討されるべきであると思います。 ロ. 「特色ある教育活動の推進」と「体験学習の推進」「高校生の保育体験の推進」とでは、区別について、前者が学習指導要綱を根拠とするものの、その実、違い

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>は明確ではないように思われます。単価のばらつきが大きいいため、特にその違いに合理的な理由が必要に思われます。</p> <p>ただいまのご意見に対する事務局からの説明をさせていただきます。2番の(1)の特別調整分の配点についてですが、審議会資料の6ページをご覧ください。定時制専門学科配点が+1から+5点、専門学科の中に最高点、内容欄に定時制に5点、さらに専門教育に関する学科等に10点、8点、5点の3ランクを設けております。</p> <p>これに対して新設の不登校生の受け入れにプラス1点としておりますが、不登校生に対しては新たに設けた項目ですので、今年度は加点1点ということで、今後は実態を見ながら柔軟な対応をしていきたいと考えております。</p> <p>続きまして2の(2)特色教育推進分の補助単価でございますが、転入学生の受け入れで、補助単価が6万円で県内の場合は10万円としております。これについては元々国庫補助のメニューでございまして、21年度に国庫メニューが改正され、この項目は廃止されましたが、従前の単価を維持しております。</p> <p>審議会資料の7ページ、下から6番目の特色ある教育活動の推進、1項目につき200万円5項目を限度としております。すぐ下に。体験学習の推進、学校単価30万円としております。最下段を見ていただきますと、高校生の保育体験の推進は学校単価12万円、このばらつきについて、合理的な説明が必要ではないかのご指摘がありました。事務局といたしましては、この体験学習の推進、高校生の保育体験は国庫補助のメニューでありまして、その基準に合わせる形で項目単価を設定しております。一方、特色ある教育活動、一項目につき200万円、最大5項目を限度としておりますが、これは県単独の事業として従前どおりの額を維持しております。</p> <p>以上、欠席委員からのご意見とそれに対する事務局からの説明であります。</p>
会長	<p>今の件について、何かご意見はありますか。</p> <p>それでは、他に何かご意見ご質問はありますか。</p>
委員	<p>今、非常に財政状況が厳しいということでありまして、たとえば、公立の場合ですと、特に県立また小中学校につきましては、給与抑制やボーナスカットがありますが、そういうものにつきましては、私学助成に該当するものはありますか。</p>
事務局	<p>助成審議会資料の2ページをご覧ください。6番、「配分額の調整」の(3)を読みます。</p> <p>「高等学校において、前年度決算による本務教員1人当たりの給与支出額が県内私立高等学校の平均額を著しく超える場合は、配分額の1%の額を減額する。」</p> <p>私どもとしましては、私学平均でとらえて、この項目で5歳刻みで現況調査を行い、平均給与額110%を超すところは1%、115%を超えるところは2%、減額の調整をしております。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>結果でいえば、公立で行われている給与の削減というのは、私学の場合は平均でということですから、私学では反映されていないということがいえませぬ。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>予算単価を積算する場合は愛知方式で行い、補正項目があります。愛知方式と言いますのは、前年度の私学の決算、対象費目 15 品目の経費を、前年度ですので、今年度さらに来年度の2か年を見込みます。その際に、県職員の給与カットを加味して、予算上で既にカットした算定としております。</p>
会長	<p>他に質問は。</p>
委員	<p>先程、他の委員からお話がありましたように、県の職員がカットされている中で、温かいご配慮をいただいております。助成審議会においても、昭和 52 年に私立学校の振興部署ができて 30 数年経ち、それから特に複合選抜制度ができた 20 数年、大きく社会環境が変わってきていると思います。教育界もそうでありまして、特に少子化でありますとか、急増急減ということ踏まえて、欠席された委員の意見にもずっと踏襲、という言葉がありましたけれど、少しずつは変わっていくものの、この基準というものはほとんど同じであるのですね。振興室の皆さんは一生懸命やっただいて、こういう細かい資料まで作っていただいて、振興室に言うのではありませんけれど、特に授業料ですか、学納金のことについては、ずっと、同じ基準、多少、違ってきてはおりますけれども踏襲されてきております。確かに最初の頃は素晴らしい助成金をいただいて、全国のトップ集団でありました。</p> <p>最近是非常に厳しくなってきました。振興室の方はご存じですけど、高等学校ではほとんど赤字です。そういう中で、今回の助成をする趣旨はですね、父母負担の軽減、教育条件の維持向上、私学経営の安定化です。父母負担の軽減もされてきました。教育条件の維持向上もかなりやってきたところでもありますけれども、一番の問題は、この私学経営の安定化というところでありまして、もう授業料を上げないと、運営できない状況です。ところがやっぱり学納金のところで、いろいろ規制がされてきますと、上げられない。それで、段々、教育内容が悪くなっていく、経営が悪くなっていく、こういう状況であります。このことは、高校だけではなく幼稚園もそうでありまして、そろそろこの項目を撤廃していただきたい。やっぱり自分たちの責任で、学納金を決めていく、これが本来の私学の独自性であろうかと思われませぬ。このことは県民生活部長にもお願いをしているところでもありますし、是非会長として、知事にお話をいただきたい。</p> <p>それから、もう一点、今回も不登校についてご配慮いただきましたけれど、来年度何とか公私双方で不登校の生徒を収容していこうということでもありますけれど、一般助成の枠の中での配分ということになっております。是非この枠を外していただきたい。何としても対処していかなければならないことでもありますので、その枠の外から、配分をお願いしたいと思っております。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ついでに、細かいことではありますが、就学支援金も国から非常にご配慮いただいております。ありがたいわけでありまして、事務経費について、大変な手数といろいろな問題点がある訳で、そのいろんな各学校の問題点は振興室にも言ってございまして、本来国がやる仕事をですね、文科省の方にいろいろ言いますと、それは地方公共団体に任せてあるからと、こういうことになる訳であります。地方公共団体の方も文科省からくる予算が決められておりますので、各学校に人件費をまかなう費用は出ていない訳で、これは本来国がやる仕事でありますので、各学校に負担のかからないように何か別枠で是非ご配慮いただきたい。</p> <p>この三点をお願い申し上げたいと思います。</p>
会長	<p>最初のご意見は大変大きな問題でありまして、真剣に取り組みたいと思っておりますけれども、一度部長さんの方にも検討していただいて、何か方策があるようでしたら、次回の会議で回答をいただきたい。</p>
委員	<p>公立学校を所管している者として、中学校を卒業するいわゆる中卒者の動向ですけれども、18年度が、一番少なかったわけでありまして。今は平成26年度に向けて、ミニ急増期というわけで、18年度と比べると、6千人くらい増えているという状況になっております。</p> <p>そうした中で、高校入学の関連で、欠員という実態もありまして、これは公私協調して行ってきたのですが、私学の方で、昨年は2,300人、今年は2,000人の欠員が出ております。この私学助成の仕方を工夫していかないと、例えば、学則基準の在籍者数でたくさん生徒を採った場合は減点と、そういうことがありますと、私学の各学校の方では大きくこう募集していこうという時も、そういう状況にはならないのではないかな、とそうじゃないかもしれませんが、素人目にはそう見えるわけでありまして、そうした大きな私学助成の仕方を工夫する、特にこれからまだしばらく子供の数が増えます。そういった状況の中でしっかり公私協調していくわけですが、何かその辺工夫していかないと、また大幅に欠員が出る恐れがあるものですから、そういうことを来年度におきまして、工夫していただきたいと思っております。</p>
会長	<p>募集の問題は、悩ましいところがあると思う。何か良い知恵があればお願いしたい。</p>
委員	<p>私学におきまして、今年の3月ですと、推薦、一次試験を実施して、まだ定員に枠がありました。そこで二次試験で約5,60人募集したわけですが、二次試験を受けに来てくれた子は、わずか3人、つまり去年のこの議事録にもあるのですが93%の計画進学率で6万数千人、その中の3%、約2千人くらいとれない、となっておりますが、我々からすると来ないんです。そもそも93%の子に全日制の高等学校に行</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ってもらいたいねということですが、最終的に全日制ということになりますと、91%くらいで、その間、進路希望自体がややちょっと高望みだったかな、というところもあるのですけれども、そういう状態でずっと続いているんです。で、県の方の予算は、93%で計算してそして一人当たり 30 万ということで予算を組んでいただいているのですけれども、そうしますと、約2千人の子が行きませんと、その子たちの分は使われない、そういう話になります。</p> <p>そのことはちょっとおきまして、私学になぜ欠員が生じるかといいますと、そもそも9月の時点での進学希望調査と、実態がずっとかけ離れたままでして、我々これは問題だと思っております。しかし、中学校の側から言うと、ある程度進学率に余裕を取ってほしい、仮に6万人が進学希望で6万人きっちりだと進路指導ができないと、ゆとりがほしいのだというお話がありました。そうならば、その2千人という欠員は、致し方ないなと思うのですけれど、それが全部私学にしわ寄せがきてしまう、これが現状なんです。で、そこを事務局はちょっとお考えをいただきたいと思うのですけど。そもそもが、私学がいくら頑張っても来ない。もう少し実態をご説明いたしますと、ちょっと恥ずかしい話になるかもしれませんが、推薦をやりまして、次に一次入試一般試験をやりまして。例えば、600人の定員で300人推薦を出して、後300人を一般入試で取ろうと、そうするとですね、3千人、だいたい合格者を出す、そして結局は、10人に1人しか来ない。東三河地区に至っては、20人に1人しか来ない。こういう実態があります。つまり、私学が取らないというか、取れないんじゃないかと、そもそもがもういないんですね。そういうことで、予算が残る実態があります。</p> <p>今日は配分方法ということなんですけれども、予算全体、全部で5百数十億の予算を措置していただいて、大変ありがたいんですけど、そもそも、この助成審議会は、条例に「県が学校法人に対して行う助成に関すること」を審議するとされていますので、単に配分についてだけではなくて、困っているところに対してですね、今日はそこまでいただくのかどうか分かりませんが、そういうところでの幅広い議論をいただきたい。</p>
会長	事務局の方で何かありますか。
事務局	<p>審議会資料の3ページをご覧くださいと思います。最下段に(d)生徒加算分というものがございまして。愛知県の経常費助成は、生徒数に準拠、しかも、定員内の実員、定員を超える分については、補助はいたしておりません。あくまでも定員に対する、学則定員内を限度に補助をいたしておりますが、この(d)は26年度に向けて中学卒業生数が増えていきます。それに対応するために、定員を超える分であっても、募集計画、私学の各校が募集する新入生徒の計画内であれば、従来の基準では補助対象外としていましたが、26年度までのミニ急増期まで認めましょう、ということで、昨年この審議会です承をいただきました。今年も学年進行し、昨年とっていただいた1年生を今年は2年生として対象としますし、今年度1年生</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>として新たに入ってくる人も見ましようということで、来年入ってくる人も補助対象の器に入れるというような対応を、できる範囲でやらさせていただきます。</p> <p>たびたび申し訳ありません。そういたしますと、去年から学則定員を超えたところに対してですね、お金を出していただきました。先ほど徳光会長さんや他の委員からもご発言があったかと思えますけれど、予算が残っていると、で、その予算が残るのは私学が取らないのではなくて、取ろうとしても来てもらえなかった生徒の分として、約2千人、6億円くらい残っているのですが、その中で、これ別に県議会の方で新たに予算を出してください、という話ではなくて、予算を私学にはこれだけ使ってもいいよとなっているわけですから、その分を不登校生については別枠で上乗せするのは無理な話ではないと思います。</p>
会長	<p>ご意見はどうですか。</p>
事務局	<p>この愛知方式の私学助成制度は 20 年以上の歴史を持っていて、その時代時代に      応じて改正を行ってきました。愛知方式というのは生徒数に応じて、単価を決めて      配分するのですが、生徒がいなければ予算通りにはいかないです。これが、愛知方      式でして、生徒が右肩上がりに増えていった時期はどんどん増えていった。それで      生徒が減少する時期がきて一般補助金が減ってきたものですから、特別に専任教員      の充実について別途補助しましょう。で、今さらに不登校生について特別に対応し      てほしいということで、それはそれで、別途予算議論の中ですべき話でして、ご意      見はご意見として伺いますが、今、愛知方式と言った生徒数に準拠した制度ですと、      生徒数が減れば補助金も減ってしまう、それから私学の決算値を基にしていますの      で、私学が経営努力をして、歳出を削減してしまうと、私学決算値の基本的に2分      の1が補助率ですから補助金も減る。それから、公私の格差、私学決算に準拠して      補助金を出していますので公立と比べてどうなのかということが見にくい、この三      点が愛知方式の欠点と言えれば欠点です。この欠点を是正すべく、私学協会や経営者      協会から意見をいただいているのが公立標準運営費方式でして、公立の決算値をベ      ースに、私学の助成をしていくというのが、方向性として出てきており、より私学      の実態に応じた助成制度に向けて、引き続き意見を頂戴しながらよりよい制度にす      るために検討を続けていきたいと考えております。</p>
委員	<p>よろしいですか。今、新しい方式のご説明がありましたけれども、例えば、愛知      県立の高等学校あるいは名古屋市立の高等学校は校舎を建てるときには、県や市か      ら金が入る、自前で校舎を建てたからと言って、授業料が高くつくといったことは      ない、当たり前のことです。</p> <p>要は県や市が我々の払った税金で校舎を建てる。我々の校舎も確かに県から補助      はいただいておりますけれども、それは、その全額ではないわけですね。結果的に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>は学校にかかる経費ということで、減価償却を毎年運営にかかる費用としてみていただくのはいいのかなということです。</p> <p>意見なのですが、私学の人件費が高いということ、みなさん、以前提起されたのですけれど、私は固有名詞を出すわけにはいきませんが、全国的に名高い高等学校さんの場合、ここが大変人件費が高い、それでなぜ維持していけるかという、大学を含めた学校法人でやりくりしているところおっしゃいます。で、どうしてこういうことができるのかということなんですが、その高等学校があるからその学園全体のブランドがあるという考え方ではないかなと。で、あの高等学校だからあの大学、あるいは、このよその学校だからこの大学、で、実際その経営者の方は大学の方から億という単位のお金をやりとりして、結果的にはその高校を全国的に誇れる教育をやっております、そうしますと、確かにそうした一校一校見れば、質の高いイメージを持って、そんなところに県の税金を出すのか、確かにそうだと思うのですが、それは私学の独自性というか、そういう学校をつくっているからこそ愛知のなんとか高校ですね、といわれるというのがその私学の理事のお考えだったようです。さっきも委員からありましたけれど、授業料を上げるとペナルティを課す、私学経営のそれぞれ一定の独自性を保つのなら、それも私はいかなものかなと。確かに世間的には税金をもらいながら先生方が高い給料をもらっているとお叱りはあるかもしれないが、それは、その特色を出すために生かされているということです。</p>
会長	<p>室長が言われたように、いい方法があればお聞かせ願いたい。</p>
委員	<p>私学協会と私学経営者協会の要望を少し述べさせていただきます。</p> <p>昨年から、私学助成の配分につきましては従来の私学経営者協会が中心となつて一昨年より具体的に要望を出すようにしようということで、私学経営者協会から聞きますと、各学校事情がありまして、大分絞ってきたのですが、4点あります。</p> <p>そのうちの3点につきましては前向きなお答えをいただいております。</p> <p>一つは今問題になっております学則定員と在籍者数の問題でございますが、どうしても要望は収容実員に対する補助でございますけれども、今年も継続していきたいということです。</p> <p>それから、教育条件向上推進費、心の教育対応、ゆとり教育対応、カウンセラーに関する増額や不登校生についてもよろしく願います。</p> <p>それから3番目に、不登校生徒の受け入れ。不登校生徒及びその受け入れについての補助の問題もよろしく願います。</p> <p>それから、4番目に特色教育推進分でございます。「あいちの教育アクションプラン2」に対応するものとしてお願いしたいのですけれど、これにつきましては文部科学省の補助メニューが変わったということで減額となりました。</p> <p>最後、お願いでございますけれども、現在、県行政合理化推進会議で高校の経常費の見直し、取扱いについては新聞報道によりますと、各委員から慎重たれという</p>



発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>意見があります。それで、現状の経常経費につきまして、ちょっとお話をしたいのですけれど、財源措置額と申しまして、昭和 50 年に私立学校振興法におきまして、直接助成と地方交付税をあわせた額であります。23 年度は 308,805 円になります。ほとんどの都道府県が、それを上回っております。愛知県はそこにおきまして、昨年これより 1 万円下回っていてそれを 5 千円プラスしていただいて評価しておりますけれど、そういった状況下で中高連の資料によりますと、経常経費の単価と申しますのは全国順位で 47 都道府県中 40 位になっている。そういった中で、是非ですね、県行政合理化推進会議の中で、もちろんいろいろ主張はあると思いますが、部長を先頭にして私学助成の確保について心からお願いします。</p> <p>私も 22 日の新聞記事に県が行政改革に向けた重点改革プログラムの素案をまとめたことと私学助成の見直しに関しては関係者としっかり協議して進めてほしいなどという意見が記事になっておりましたので、どういう方向で見直しが進むのかという興味をもって、これから見ていきたいと思っております。</p> <p>今日の助成審議会については、最初の挨拶にございましたように、子供たちの教育条件の維持向上、父母負担の軽減、あるいは経営の安定化という問題には私も基本的に賛成するつもりでおります。というのは、我が国の教育予算全体は OECD の中でも大変低い位置になっているし、今、委員さんお話になられたように、愛知県の場合、その中でもさらに低い位置である現状であります。公立の高等学校教育の生徒一人当たりの予算はほとんど 40 位の中盤 44、5 位ではないかなと思っておりますが、こういった教育予算全体の枠組がもう少し改善されなくては、公立教育、公立高校、あるいは公立の小中学校教育も改善しないとは思っています。ただし、県の予算は毎年度減収という前提です、削減されているのも事実でありまして、7 掛けの 7 掛けの 7 掛けという事業費でくると、もう 3 年経てば、事業予算は半分以下になってしまう。そういった状況の中で、公立の学校がやっているということ、私学関係者の方々もご理解いただきまして、確かに私学と公立とで学校教育は両輪として協調して愛知の子供たちを育てていく立場にあることを自覚しながらも、ただ、その中に大きな格差も生まれてくるということは、高校で 3 年間過ごす間に子供たちには私学と公立という枠の中で決して良い影響は与えないのではないかと考えています。感想という形で申し上げました。是非、ご賢察いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>そのほかにご質問ありませんか。</p>
委員	<p>今、いわゆる公立と私学ですね、先生方からお話を伺ったわけですが、教育には壁があるということで、公私の格差ということで私学のみなさまにおいては、一生懸命やっつけいらっしゃいますが、経常費が 40 位と低いということにおきましては事実でありますし、行政合理化推進会議に私もメンバーでありますので、そこで話はしておりますけれど、新聞にも出ておりますが、決して決まった訳ではありま</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>せんで、重点項目として出てきたという話で、これからどんな風に進めていくかというのがこれから非常に私どもも真剣に話しているところで、それぞれの党の部分でも議論していく。非常に、私学というのは、皆様方にとっては、経営ということがあるので、非常に苦しいだろうなということで、26年まではやっていくでしょうけど、それ以降また、そういったことが出てきた時に、どう経営をもっていくか考えていった場合に、何か特徴をつけないてはならないという部分で、いい先生を雇わなくてはならない、当然人件費が高くなる、そういうものと、公立の学校でも同じようなことが、あるんだろうと思います。その辺のところは、さっきまとめられましたけれども、全体の話としては、教育面にいくら金をかけるのだろうということになってしまいます。それが県だけのことではやれないものですから、国自体がどういう方向を出すか、十分にからんでくると思います。そういう意味では、こうした議論を踏まえて、うちのほうとしても、日本という国の中で教育費を議会としては徹底的に政府の方に要望してもらって欲しいということをしていかなければならないだろうというふうに思います。細かい議論というのはたくさんあるのだろうと思うのですが、ただ、これもおっしゃるとおりで、子供が少なくなっていくという部分もあるし、今の経済状況を考えた時に、子供たちはこの日本にこれから生活できるかな、働くことができるかな、ということ考えた時に教育者、教育行政、先生方もそうですけれど、日本の教育の考え方を変えないとこれからの子供たちは生きていけないと私は個人的には考えています。その時に教育というのはどうするのだということをお喫緊の課題として考えて、政府も私たちも方向性をたてないと、大変なことになるという感じはしています。ご承知のようにトヨタ系の企業を含め海外にどんどん出ています。出ていかざるを得ない、そういう状況のなかで子供たちはどういうスタンスで、どういうポジションをとればいいのかということはお出てくるものですから、大変重要な問題だと思っています。言葉だけで言っていますが、実際に行政合理化推進会議の中でも、そういうことを踏まえながら、検討していくべきだろうと個人的には思っておりますので、ご意見だけさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>他よろしいですか。  それでは、ただいまの諮問番号 23-1、平成 23 年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について原案を「可」とすることでご異議ありませんか。   (異議なしの声あり)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。  それでは、当案件につきましては「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出するものといたします。  続きまして、会議次第の 7 報告 (1)「平成 23 年度経常費補助金に係る交付時期及び 7 月交付額について」及び (2)「平成 23 年度学校法人立以外の私立専修学校</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>（「平成 23 年度経常費補助金に係る交付時期及び 7 月交付額」及び「平成 23 年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法」について説明）</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問があればお願いします。</p>
会長	<p>それでは報告事項につきましては以上といたします。</p> <p>この機会に事務局へのご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p>
会長	<p>ご意見・ご質問ないようですので、これをもちまして議事を終了させていただきたいと存じます。なお、本日の会議の結果につきましては、この後、県政記者クラブにおいて、審議の結果を発表することといたしておりますので、ご承知願います。</p> <p>議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局から何か連絡事項がありますでしょうか。</p>
事務局	<p>一点、ご連絡いたします。</p> <p>任期満了に伴う就任手続きのお願いでございますが、本審議会の委員においては、来る 11 月 30 日を持ちまして全委員の皆様が任期満了となります。引き続き委員に就任いただく方には、後日、就任手続きをお願いしますので、その節はどうかよろしく願いいたします。</p> <p>また、徳光会長、荒川委員におかれましては委員在任期間が通算 10 年となり、県の要綱に基づきますと通算 10 年を超えて再任ができませんので、11 月 30 日を持ちまして退任されることとなりました。両委員を代表いたしまして、徳光会長から一言お願いいたします。</p>
会長	<p>（退任あいさつ）</p>
県民生活部長	<p>（お礼の言葉）</p>
事務局	<p>これをもちまして、本日の審議会は終了いたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>